

地域主体の持続的まちづくり活動の動向と特性 その 11

日大生産工（院） ○松村 拓音 同 杉田 悠登
大和ハウス工業 井出 綾香 福岡大学 野田 りさ 日大生産工 北野 幸樹

1. はじめに

本研究は前稿「地域主体の持続的まちづくり活動の動向と特性 その10」に引き続き研究である。前項では、地域居住者の地域に対する周辺環境への満足度を整理し、福祉のまちづくり活動の位置付けと役割を明確化することで、地域主体の持続的まちづくり活動の傾向的特徴について分析し、今後のまちづくり活動の展望を報告する。傾向的特性について知見を得た。

本稿では、地域の福祉のまちづくり条例が、地域居住者の周辺環境に対する満足度にどのように影響しているかを整理し、これらの条例が居住者の満足度向上に寄与しているか整理し、今後のまちづくり活動の展望を報告する。

2. 調査概要

調査対象・調査方法は、前項の「地域主体の持続的まちづくり活動の動向と特性 その10」と同様である。

福祉のまちづくりに対する満足度についての考察を行うにあたり、要点となる福祉、交通、交流、施設について、千葉市、狭山市、入間市、杉戸氏の福祉のまちづくり条例に明記されているまちの取り組みを整理した。研究対象となる地域の概要及び、まちの取り組みは下の通りである。

表1 対象地域の概要

	千葉県千葉市	埼玉県狭山市	埼玉県入間市	埼玉県杉戸町
人口（市）	979,877人	148,872人	144,723人	44,014人
世帯数（市）	475,327世帯	26,439世帯	61,222世帯	20,313世帯
空き家率（市）	12.6%	10.9%	7.6%	10.3%
高齢化率（市）	26.8%	31.7%	29.5%	32.7%

表2 県別対象地域のまちの取り組み

福祉のまちづくり条例				
	福祉	交通	交流	施設
千葉県	福祉のまちづくりを推進し、社会的障壁を取り除き、高齢者、障害者が安心して自立し、快適に生活できるような地域社会を目指す。[第一章 総則（福祉のまちづくりに関する施策）]	公共交通機関の車両や施設、信号機や公衆電話ボックスなどの公共的の工作物を整備し、高齢者、障害者が快適に移動できる環境を提供。[第三章 旅客車両等、公共的の工作物及び住宅等の整備（第二十六条 - 第二十八条）]	世代を超えた地域社会での活発な交流を促進し、子どもから高齢者までが安全に生活できる福祉のまちづくりを進める。[第二章 福祉のまちづくりに関する施策（第七条）]	公共の建築物や公園、道路などの公共施設を整備し、視覚障害者誘導施設やバリアフリー化を進め、高齢者や障害者に配慮した設計を推奨。[第三章 公益的施設等の整備（第一節 - 第二節）]

埼玉県	福祉のまちづくりを推進し、高齢者、障害者が生活関連施設を安心して利用できるよう、日常生活を円滑にサポートする社会環境を整備。[第一章 総則（福祉のまちづくりに関する施策）]	高齢者、障害者等の公共交通機関の利用を支援するため、公共交通機関の整備基準を定め、円滑な移動を実現する取り組み。[第四章 旅客車両及び住宅の整備（第二十七条）]	高齢者、障害者が地域で交流できる場を増やし、日常生活の障壁を取り除くことを目的に、地域での積極的な社会参加を促進する施策。[第二章 福祉のまちづくりに関する施策（第七条）]	学校、病院、劇場、公共交通機関、道路など生活関連施設の構造と設備を整備基準に従って整え、障害者や高齢者の利便性を高める。[第三章 生活関連施設の整備（第一節、第二節、第三節）]
-----	--	--	--	--

表3 市別対象地域のまちの取り組み

まちづくり条例				
	福祉	交通	交流	施設
千葉市	市民参加と協働による福祉サービスの充実を図り、市民主体で地域課題に取り組む。福祉に関する情報収集や提供が強調されている。	公共交通や市内交通施策には市民の意見を反映させ、持続可能な交通手段の整備を目指す。市民との協働により交通の利便性を高める。	市民相互の交流と協働を促進し、地域の課題解決に向けて住民が自発的に活動できるような体制を整備。地域運営委員会の役割が大きい。	公共施設の整備に市民の意見を反映させ、市民が使いやすい施設を目指す。地域住民のニーズに合わせた福祉施設の整備が進行中。
狭山市	地域福祉に重点を置き、市民と市が協働して、福祉を推進。市民相互の助け合いにより高齢者や障害者の支援活動を展開。	市民の交通アクセス改善に市が協力し、公共交通サービスの向上を目指す。バス路線や公共交通の使い勝手向上を図るための協働。	市民や企業が連携して地域交流イベントやまちづくりの活動を実施。地域の絆を強化するために協働でイベントやワークショップを開催。	市と市民が協働で公共施設を整備し、利用促進を図る。福祉施設の整備や改修に市民の意見を反映し、障害者や高齢者も使いやすい環境を整備。
入間市	高齢者や障害者のためのバリアフリー基準を策定し、公共施設や建築物の整備を進める。市民と事業者の協力を重視。	バリアフリー交通手段の整備を促進し、高齢者や障害者が安全かつ安心して利用できる交通インフラを提供。市民と企業が協力する。	誰もが参加できる地域交流イベントを積極的に推進し、特に高齢者や障害者が地域社会に参加できる環境を整備。福祉と交流を結びつける。	バリアフリー基準を遵守した建築物の整備が義務付けられており、高齢者や障害者が使いやすい公共施設の整備を推進。施設整備には市と企業が協力。
杉戸町	地域の福祉活動において町民の主体的な役割を強調し、地域課題の解決に向けて自主的に参加。特に高齢者や弱者支援に力を入れる。	公共交通機関や地域交通サービスを通じて、町民の移動支援を積極的に展開。特に弱者支援の観点から、移動のサポートを強化。	町民が主体となり、地域での交流の機会を提供。町内会や自治会を中心に、地域課題の解決や交流活動を自主的に行う仕組みを強化。	公共施設の整備や利用に住民参加を促進し、町民のニーズを反映した施設づくりを推進。特に、弱者の利用を考慮した施設計画が重視されている。

3. 各地域におけるまちの取り組みの位置づけ

福祉の項目について、全体を通して千葉市では福祉サービスの拡充や地域に対する情報収集及び提供が強調されているが、そのほかの地域では主に高齢者や障害者に焦点を当て社会的障壁を取り除くことや公共施設や建築物の整備、支援活動を実施していることが共通点としてあることがわかる。

次の交流の項目については、埼玉県と入間市では福祉の項目に引き続き、高齢者と障害者の社会参加における環境整備について言及している。その地域における条例の施行規則でも、建築物における廊下、エレベーター、階段などの寸法や手すり、仕上げに関する記載が多く、この内容は各地域の建物の項目に関する内容と共通していることがわかる。

交通の項目については、各地域それぞれ、歩道、横断歩道橋及び地下横断歩道の寸法や適度な歩車分離、滑りにくい仕上げによる高齢者、障害者の歩きやすい環境整備が図られていることが分かるものの、具体的な取り組みや宣言などは都市計画マスタープランに記載され、福祉のまちづくり条例では主に建築物のバリアフリーや寸法に関する記載が多いことがわかる。

4. まちづくり活動の満足度に対する条例の影響

Fig.1によると、まちづくり活動について「とても知っている」と回答した居住者全員が、まちに「ずっと住み続けたい」と回答していることがわかった。埼玉県福祉のまちづくり条例では主に生活関連施設のハード面でのバリアフリー整備の推進が記載されており、すみ続けたい要因の一つになってることが示唆される。

Fig.2によると、まちづくり活動に参加した経験が「ある」と回答した居住者のうち、6%がまちに対する印象が「とても良くなった」と回答し、52%が「良くなった」と回答している。生活関連施設の建物用途として(学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行など)や、公共交通機関の施設(駅など)、公園、道路、路外駐車場などが挙げられるため条例による整備が行われていることが印象を良くする一因となっていることが分かる。

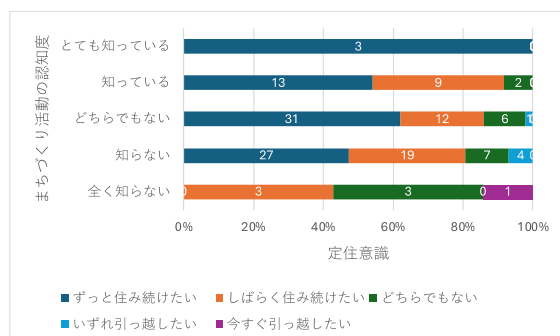


Fig.1 まちづくり活動の認知度別 定住意識 (n=141)

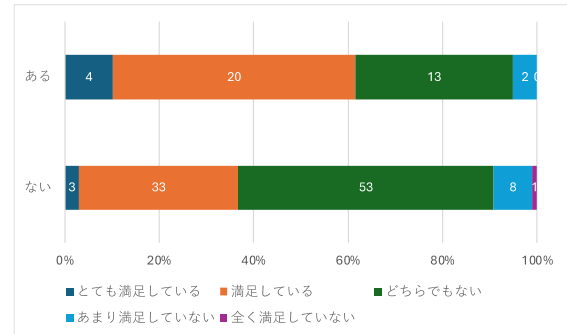


Fig.2 まちづくり活動への参加による住民の交流満足度の変化(n=137)

5. 地域交流における条例の立ち位置

Fig.3では、各地域の交流に対し「満足している」と回答した居住者のうち50%を超えているのが、千葉県稲毛区、中央区と埼玉県杉戸町、狭山市であった。「満足していない」と回答した居住者は千葉県若葉区、花火がわくのみであった。また埼玉県の入間市のみ「満足している」割合が杉戸町や狭山市と比較して低いことが分かる。そこで入間市の福祉のまちづくり条例における施策よりも杉戸町と狭山市の福祉のまちづくり条例の施策に対する評価が高いことが示唆される。

Fig.4によると、各地域の身近な範囲の交通に「満足している」と回答した居住者は埼玉県よりも千葉県の方が多く、特に千葉県若葉区、稲毛区では現状の地域居住者との交流について「とても満足している」または「満足している」と過半数が回答している。したがって、交通では千葉県の福祉のまちづくり条例第7条で定める「高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備」に対する満足度が高いことが分かる。

Fig.5によると対象地域別の居住年数において「0～10年」または「11年～20年」と回答した割合は千葉県よりも埼玉県で高くみられた。また「51年以上」は千葉県若葉区、稲毛区で高い割合を示していることが分かる。

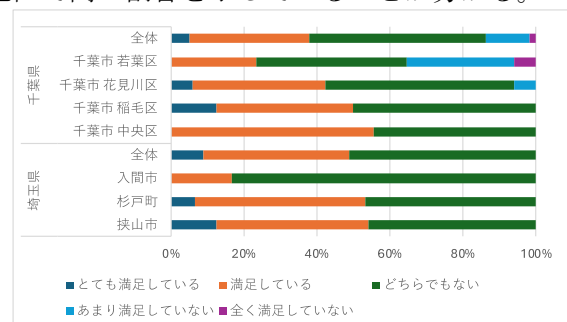


Fig.3 対象地域別 交流の満足度(n=103)

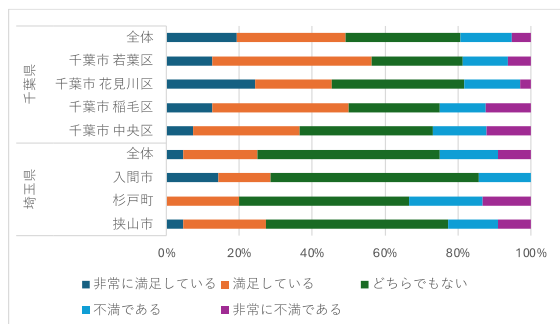


Fig. 4 対象地域別 交通満足度(n=101)

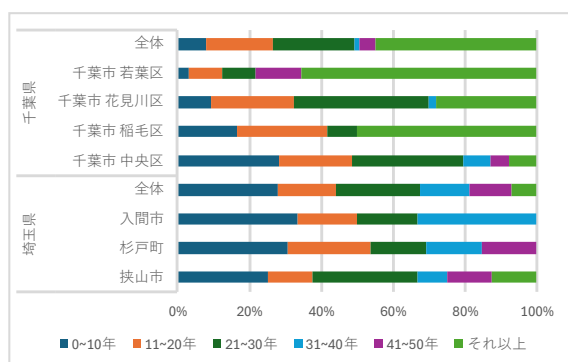


Fig. 5 対象地域別 居住年数(n=130)

6. 条例と周辺環境・制度に対する評価の関連性

Fig. 6では、現在の身近な周辺環境に対する満足度では、「自然環境」「街並みや風景」「買い物をする環境」「公園・緑地」「ゴミ

の処理」「下水道の整備」「消防や救急」の7つの項目について、「とても満足している」または「満足している」と回答した割合が50%を上回った。しかし、その他の20項目では50%を下回った。

一方、市区町村の周辺環境に関しては、「町並みや風景」「公園緑地」「下水道の整備」「ごみの処理」「消防や救急」全ての項目で身近な周辺環境に対する満足度と10%以上差があることが分かった。

Fig. 7では、「医療福祉施設」「娯楽・レジャー施設」「ショッピング施設」における地域別の満足度を比較しており、「医療福祉施設」において「とても満足している」または「満足している」と回答した割合が50%を上回ったのは狭山市、千葉市稲毛区、若葉区であり、他の4つの地域では50%を下回った。また入間市については、「医療福祉施設」「娯楽・レジャー施設」「ショッピング施設」のすべての項目で「とても満足している」または「満足している」と回答した割合が20%を下回ったものの、その他のすべての地域については20%を超えていることがわかった。

これらの結果から、居住者は身近な周辺環境や制度に対して満足する点はあれど、多くの項目で改善が必要だと感じていることがわかる。また、結果から施設環境においては地域差が大きいことがわかる。

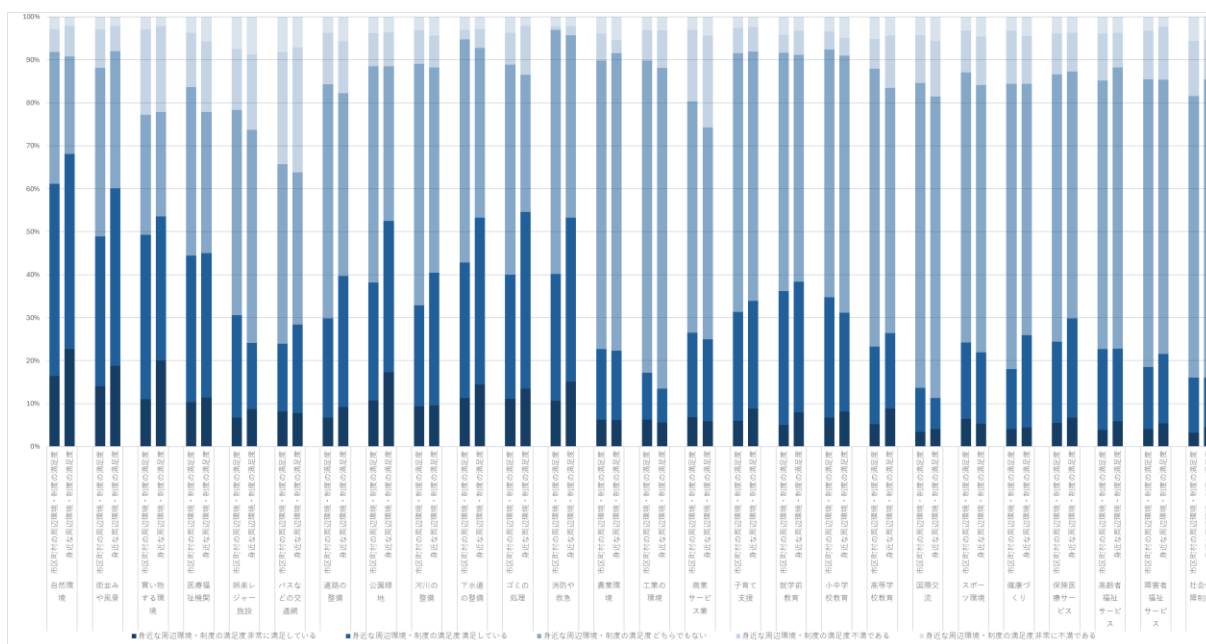
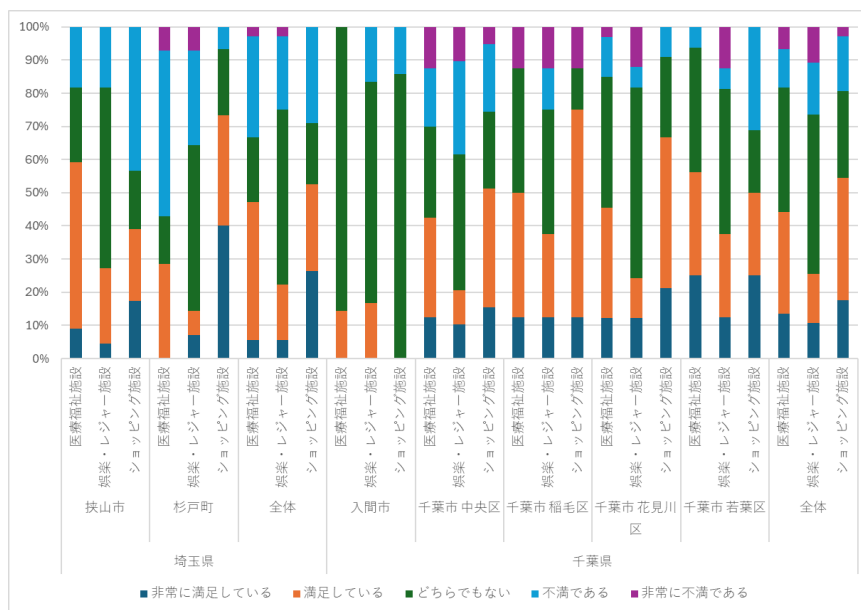


Fig. 6 市区町村の周辺環境・制度の現在の満足度比較



7. まとめ

本研究で得られた地域主体の持続的なまちづくりにおける福祉のまちづくりの役割や位置付けの傾向的特性について整理する。

1) 取り組みとまちづくり活動の認知度

千葉県県の千葉県福祉のまちづくり条例（改正：令和３年１２月２８日）に「高齢者、障害者等が安心して生活し、平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定める」と記載がある。これより高齢者や障害者に対する社会的障壁を取り除くことで福祉の増進を図っていることが分かる。

埼玉県では埼玉県福祉のまちづくり条例（改正：令和５年３月２２日）に「高齢者、障害者等が地域社会の中で安心して生活し、かつ、あらゆる分野の活動に参加することができるように、県民一人一人がその果たすべき役割を認識して積極的に行動する気運が醸成される」と記載がある。ハード面の整備による地域居住者のソフト面を目的としており、それぞれのまちの取り組みは地域主体のまちづくり活動に影響を与えるものであることが分かる。

2) 福祉のまちづくり条例とまちづくり活動
まちづくり活動を認知し参加している住民は、地域への愛着が強く、住民間の交流が活発であることが確認された。このことは、まちづくり活動を行う生活関連施設が住民の心理的・社会的な安定を支える役割を果たしていることを示している。福祉のまちづくり条例

で規定されるハード面の施策が、住民が安心して生活・活動できるソフト面への影響があると考えられる。

3) 周辺環境・制度と福祉施策

各施設において住民が周辺環境や制度に不満を感じていることがわかった。特に千葉市稲毛区と中央区でインフラ整備や安全対策に対する改善要求が強く、福祉のまちづくり条例の目指す姿が地域住民の評価に表れていないことが分かる。

4) 参加意識と持続可能なまちづくりの促進

住民の福祉施策やまちづくり活動への参加意識が、地域の持続可能性に大きく寄与することが明らかになった。特に、地域住民が主体的に活動に関与し、自らの役割を認識して行動することで、まち全体の福祉環境の向上が期待できる。このような参加意識の高い住民が増えることで、自治体や地域全体が一体となって、地域社会の福祉と環境整備がさらに強化され、持続可能なまちづくりの基盤が強固になることが示唆される。

以上より、これらの結果から、福祉のまちづくり条例は、地域居住者の施設環境の整備を通じて、地域への満足度を高め、愛着や定住意識の形成に寄与する重要な役割を担っていることが示唆された。したがって、ハード面のまちづくりと、まちに対する満足度や認知度、関心度のようなソフト面のまちづくりを実施していくことが持続的なまちづくりに向けた福祉のまちづくりの役割を築くことが求められる。

参考文献
前項と同様である